第八十八条中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第五項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第四項に規定する工業団地造成事業に関すること。

第八十八条中第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とする。

第百十四条中「二人」を「三人」に、「住宅政策課」を「住宅経済・法制課」に改める。

第百十五条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　住宅に関する総合的な政策（国際関係事務に係るものを除く。）の企画及び立案並びに住宅に関する政策の調整に関すること（住宅経済・法制課及び市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。

第百十五条中第五号を削り、第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四　住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）の施行に関すること（宅地の供給に係るものを除く。）。

第百十五条第六号を次のように改める。

六　社会資本整備審議会住宅宅地分科会の庶務に関すること。

第百十六条を次のように改める。

（住宅経済・法制課の所掌事務）

第百十六条　住宅経済・法制課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　住宅に関する総合的な政策のうち経済の振興に関するものの企画及び立案並びに調整に関すること。

二　住宅（その附帯施設を含む。）の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備（以下この目において「住宅の供給等」という。）に関する事務のうち、住宅資金に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三　住宅の供給等に関する税制に関する調整に関すること。

四　住宅局の所掌事務に関する法令案（建築に関するものを除く。）の作成に関すること。

五　独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること（市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。

六　勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の規定による勤労者財産形成政策基本方針（勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限る。）の策定に関すること。

七　被災地における土地及び建物の権利の保全に関すること。

第百十九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第百二十一条の二中「分掌し、又は住宅局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する」を「分掌する」に改め、第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関すること（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。

附則第四条中「第七条第十七号」を「第七条第十二号」に改める。

附則第十三条中「第八十八条第十一号」を「第八十八条第十号」に改める。

（社会資本整備審議会令の一部改正）

第二条　社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書中「ただし」の下に「、公共用地分科会」を加え、「第七項」を「第八項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「住宅政策課」を「総務課」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　公共用地分科会の庶務は、国土交通省不動産・建設経済局総務課において処理する。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附　則

この政令は、令和四年七月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十五号

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和四年六月二十四日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十六号

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令

内閣は、令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）第十二条の規定、同法第十八条第五項及び第二十条（これらの規定を同法第二十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十五条第一項の規定並びに同項において読み替えて準用する同法第十四条第二項、第十五条第三項、第十六条第二項、第十七条第三項、第二十三条第一項及び第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。